

第 1 部 いじめに対する方針・措置

1 「いじめ防止等のための基本的な方針」

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。このことから本校では、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう学校の内外を問わず、いじめられた生徒の心身に深刻な影響をおよぼす許されない行為であることについて生徒が十分理解できるように、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめを生まない土壌を作るために、関係者が一体となった継続的ないじめの防止等の対策を行うものである。

(2) いじめの禁止

生徒は学校の内外や時間を問わず、いじめを行ってはならない。（なお、「いじめ」とは以下のことを指すものとする）

(いじめの定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法より」

※ 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒立場に立つことが必要である。

《具体的ないじめの様態》

- 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをいわれる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

(3) 学校及び教職員の責務

基本方針に基づき、体系的・計画的に、いじめの防止（未然防止）、いじめの早期発見に取組み、いじめがあった場合の対応に備える。また、いじめ対策組織を設置し、校長のリーダー

シップの下、この組織が司令塔となって、基本方針で定められたことを実行する。また、いじめの疑いに関する情報があれば、この組織に集約し、集まった情報を基に、いじめの問題に組織的に対応する。

教職員においては、日常的に学級や集団の中でいじめの問題に触れるなど、全ての子どもに対して継続的働き掛けによりいじめを未然に防止し、定期的な調査やささいな兆候（ふざけのように見えるような“気になる行為”等）にもアンテナを高く保ち早期発見に努め、いじめが疑われる情報があれば報告し、組織的な対応につなげなければならない。いじめに係る情報を抱え込み、対策組織に報告を行わないことは、いじめ防止対策推進法第23条第1項の規定に違反し得る。

2 「学校におけるいじめの防止等に関する措置」

(1) いじめの防止のための措置

- ア 日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気学級全体に醸成する。また、学校のいじめ防止基本方針について、必ず入学時や各年度の開始時に、生徒、保護者等に説明する。
- イ はやしたてたり見て見ぬふりをする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ウ 教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷付けたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。
- エ 学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。
- オ いじめの問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る。
- カ 日頃から関係機関等を定期的に訪問し、情報交換や連携に取り組む。
- キ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等に計画的に取り組む。
- ク 生徒が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。生徒会によるいじめ防止活動を推進し、いじめの問題に生徒自らが主体的に考える取組を推進する。

(2) 早期発見のための措置

- ア 日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないよう注意力を高く保つ。
- イ 休み時間・放課後の生徒との雑談や日記等を活用し、交友関係や悩みを把握する。
- ウ 個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う。
- エ 生徒及び保護者に定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む。
- オ 保健室やスクールカウンセラー等による相談室の利用、電話相談窓口について周知する。
- カ 休み時間や昼休みの校内巡視や、放課後の校区内巡回等において、子どもが生活する場の異常の有無を確認する。

- キ 生徒及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
- ク 学校における教育相談が、生徒の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか、定期的に点検する。

(3) いじめに対する措置

ア 情報を集める

- (ア) いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める（暴力をとまなういじめの場合は、数の教職員が直ちに現場に駆けつける）。
- (イ) 生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- (ウ) 発見・通報を受けた場合は、速やかに関係生徒から聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行う。
- (エ) その際、他の生徒の目に触れないよう、聞き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行う。
- (オ) いじめた生徒が複数いる場合には、同時刻かつ個別に聞き取りを行う。
- (カ) 教職員、生徒、保護者、地域住民、その他からいじめの情報を集める。
- (キ) その際、得られた情報は確実に記録に残す。
- (ク) 一つの事象にとらわれ過ぎず、いじめの全体像を把握する。

イ 指導・支援体制を組む

- (ア) 正確な実態把握に基づき、学級担任等、養護教諭、生徒指導担当教員、管理職などで役割を分担して、指導・支援体制を組む。
 - いじめられた生徒や、いじめた生徒への対応
 - その保護者への対応
 - 教育委員会や関係機関との連携の必要性の有無
- (イ) ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から適確に関わりを持つことが必要である。
- (ウ) 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる（重大事案）おそれがあるときは、直ちに所轄警察署通報し、適切に援助を求める。
- (エ) 現状を常に把握し、随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する。

ウーA 子供への指導・支援を行う

- (ア) いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するとともに、いじめられた生徒に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。
- (イ) いじめられた生徒にとって親しい友人や教職員、家族、地域の人等の信頼できる人と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制を作る。
- (ウ) いじめられている生徒に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。
- (エ) いじめた生徒への指導に当たっては、毅然と対応し、いじめは人格を傷付け、生命、身体又は財産をおびやかす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- (オ) 必要に応じて、いじめた生徒を別室において指導したり、出席停止制度を活用したりして、いじめられ生徒が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。

- (カ) いじめる生徒に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、所轄警察署とも連携して対応する。
- (キ) いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける。
- (ク) 不満やストレス（交友関係や学習、進路、家庭の悩み等）があっても、いじめに向かうのではなく、運動や読書などで適確に発散できる力を育む。
- (ケ) 学級等で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- (コ) いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- (カ) はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに荷担する行為であることを理解させる。
- (シ) 状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察官、経験者等の協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく。
- (ス) いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。
- (セ) 指導記録等を確実に保存し、生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引継を行う。

ウーB 保護者と連携する

- (ア) いじめ事案が確認できたならば、加害者宅、被害者宅ともに学級担任を中心に複数で家庭訪問を実施する等により、迅速に事実関係を伝えるとともに今後の学校との連携方法について話し合う。
- (イ) いじめられた生徒を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去する。
- (ウ) 事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。（保護者との信頼関係が構築できるよう、学校の聞き取りによって確認できた事実や指導経過、いじめられた生徒への支援の方向性などを当該生徒はもちろん、周囲の生徒へも配慮しながら情報提供する。）

3 「重大事態への対処」

重大事態とは

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等がの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

重大事態の発生



学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

学校を調査の主体とした場合

学校の設置者の指導・支援の下、以下のような対応に当たる

●いじめ対策組織で、事実関係を明確にするための調査を実施



●いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供



●調査結果を学校の設置者に報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）



●調査結果を踏まえた必要な措置

学校の設置者が調査主体となる場合

●設置者の指示の下、資料の提出など、調査に協力

4 「いじめの解消」の状態

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされていなければならない。

- (1) いじめに係る行為が止んでいる状態が、少なくとも3ヶ月の期間継続している。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要である場合もある。
- (2) 被害生徒がいじめの行為による心身の苦痛を感じていないと認められる。この場合、被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

上記のいじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。